

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
別表 5 税区分一覧表 (別紙(新)参照)	別表 5 税区分一覧表 (別紙(旧)参照)

2 附 則

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)	—	—
10	分離課税	15.315%	課税分口座（信託口（3）及び信託口（4）を除く。以下同じ。）に記録又は記載されている一般債
20	総合課税	15.315%	〃
30	非課税法人及び源泉徴収不適用	0%	源泉徴収不適用分等口座（信託口（3）及び信託口（4）を除く。）に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産（投資信託）	0%	信託口（3）に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産（年金信託）	0%	信託口（4）に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税（マル優）	0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税（特別マル優）	0%	〃
60	財形貯蓄非課税	0%※1	〃
70	非居住者	0%	〃
71	非居住者	10%	〃
72	非居住者	12%	〃
73	非居住者	12.5%	〃
74	非居住者	15%	〃
75	非居住者	25%	〃
90	非課税法人及び源泉徴収不適用、又は非居住者（わかち分）	総合課税分又は 非居住者分	15.315%
91		非課税分	〃 〃 0%
92	マル優 （わかち分）	分離課税分	15.315%
93		非課税分	〃 〃 0%
94	特別マル優 （わかち分）	分離課税分	15.315%
95		非課税分	〃 〃 0%

※1 社債的受益権の配当については、財形貯蓄非課税の対象外となるため、税区分コード 60 は使用しない。

※2 非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。また、社債的受益権の配当について、税区分コード 70 から 75 までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分コード 90、91 を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

税区分一覧表

税区分コード	税区分	税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)	—	—
10	分離課税	15%	課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。)に記録又は記載されている一般債
20	総合課税	15%	〃
30	非課税法人及び源泉徴収不適用	0%	源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)に記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)	0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)	0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)	0%	課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)	0%	〃
60	財形貯蓄非課税	0%※1	〃
70	非居住者	0%	〃
71	非居住者	10%	〃
72	非居住者	12%	〃
73	非居住者	12.5%	〃
74	非居住者	15%	〃
75	非居住者	25%	〃
90	非課税法人及び源泉徴収不適用、又は非居住者(わかち分)	総合課税分又は非居住者分 15%※2	〃
91		非課税分 0%	
92	マル優	分離課税分 15%	〃
93	(わかち分)	非課税分 0%	
94	特別マル優	分離課税分 15%	〃
95	(わかち分)	非課税分 0%	

※1 社債的受益権の配当については、財形貯蓄非課税の対象外となるため、税区分コード 60 は使用しない。

※2 非居住者保有分について、租税条約に関する届出書が提出された場合には、租税条約に基づく軽減税率を適用する。また、社債的受益権の配当について、税区分コード 70 から 75 までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分コード 90、91 を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。